第4章　読書活動推進のための具体的な取組

基本方針Ⅰ　家庭、地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

活動の柱1　家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが本に興味を持つためには、乳幼児期から読書に親しむような環境づくりに配慮することが大切です。子どもが身近なところで多くの本と出会い、保護者と一緒に本に親しんだ経験は、子どもの成長に大きな影響を与えます。保護者と子どもがともに本に親しめるよう読書環境の整備・充実を進めます。

【主な取組】

(1)ブックスタート事業の実施継続

4か月児健康診査の待ち時間または終了後に保護者と乳児を別コーナーへ案内し、そこで絵本の読み聞かせを行ったあと、絵本とブックリストを含むブックスタートパックをプレゼントし、家庭での読み聞かせの習慣作りを図っています。

《令和5年度実績》

対象:638人　配付:638人　配付率:100%

《 ブックスタート事業の様子とブックスタートパック》

（2）セカンドブック事業の実施継続

小学校1年生に20冊の本のリストの中から1冊を選んでもらい、秋の読書週間にその本をプレゼントします。贈呈式の後にボランティアの方等による読み聞かせを行い、本の楽しさを知る機会をつくります。

また、本に関する話題を家族や友だちとすることにより、家庭や学校での読書活動の推進を図ります。

《令和5年度実績》

対象：852人　配付：848人 実施率 99%（令和 5 年度）

（3）家庭での読み聞かせの推進拡充

ブックスタート事業で配付したブックリストやおすすめ絵本等の情報を広く提供し、家庭で活用されるように取り組みます。

また、妊娠中のお母さんや保護者に対して、子どもが成長する過程での読み聞かせ等の読書活動の重要性を啓発していきます。

NEW

・育児コンシェルジュ（＊19）の配置

子育て環境の変化に伴い、保育サービスのニーズが高まっている中、図書館内で従来から行っている児童サービスに、保育士の視点を活用し更なるサービス向上を図るため育児コンシェルジュを配置します。「赤ちゃんおはなし会」の共催や、来館された子育て中の保護者のよきアドバイザーとして、子育てを支援し、子育て相談や保育士が選ぶ年齢別絵本の紹介、育児書の紹介、保護者間交流の場所づくり等を行います。　※鴻巣中央図書館で月 2 回（第 2、4 水曜）配置、黄色いエプロンが目印

《当日の案内看板・赤ちゃんおはなし会内の育児コンシェルジュ》

活動の柱2 地域における子どもの読書活動の推進

地域における子どもの読書活動の推進を図るため、保護者をはじめ、子どもたちや子どもと本を結びつける人たちに向けた読書関連の事業を展開し、すべての子どもたちが多くの本と出会えるよう努めます。

【主な取組】

(1) 公立図書館の利用推進 継続

図書館は、子どもが自ら自由に本を手に取り、読みたい本を選択し、読書の楽しさを味わうことができる場所です。鴻巣中央図書館、吹上図書館、川里図書館の3館は平成 26 年度より指定管理者によって運営されており、市では指定管理者と協力しながら新しい取組を行い、子どもの読書活動の拡充を図っています。

① 図書館資料の整備・充実 拡充

児童図書(特に乳幼児向け絵本や児童向け読み物)の拡充、蔵書の充実を図ります。

図書館では、令和4年1月に新たに電子図書館サービスを開始しました。この電子図書館でも子どもたちの知的好奇心を満たすような蔵書の充実を進めます。

② 読書環境の整備 継続

毎週2回午前中に赤ちゃんタイム(＊20)を設定し、乳幼児を連れた保護者が利用しやすい環境づくりを行います。

《 赤ちゃんタイムの実施 》

③ おはなし会等の開催継続

様々なおはなし会を開催し、読書への興味に繋げます。

《実施しているおはなし会　令和6年度現在》

・おはなし会：毎週土曜日（川里図書館は第1・3土曜日）開催

・赤ちゃんおはなし会：各図書館で毎月1回開催

・スペシャルおはなし会（＊21）：吹上図書館・川里図書館で年に数回開催

・特別おはなし会（＊22）：中央図書館で年に数回開催

・子育て支援講座（絵本の読み聞かせ講座）：吹上図書館で年 1 回開催

・Hello!ベラボラ：幼児向けの英語おはなし会：吹上図書館で月1回開催

・親子で楽しむ絵本とわらべうた：川里図書館で年1回開催

《スペシャルおはなし会の様子 》

④子ども向けイベントの充実拡充

各種イベントを開催することで子どもたちが図書館に対して興味を持ち、来てもらうきっかけ作りをします。

・調べる学習コンクール：図書館の本を使った調べる学習コンクールの開催

・本のお楽しみ袋：中身が見えない袋にテーマ毎に3冊の本を入れて貸出（春のこどもの読書週間、秋の読書週間に実施）

・図書館たんけん：普段立ち入れない書庫・事務室の見学や配架、返却処理などを体験

・ポプラディアクイズ：総合百科事典を使ってなぞ解きに挑戦

・工作会：小さな子どもでも作れる工作の実施

・映画会：映画の後に関連本などを提示

その他季節の行事を開催し、関連本を案内して貸出に繋げます。

《 工作会の様子 》

《 図書館たんけんの様子 》

⑤ボランティアとの協力 継続

読み聞かせ、紙芝居、布絵本づくりのボランティアと協力して子どもたちの読書への興味づくり、図書館への来館を促進します。

また、地域で活動している文庫等へ大型絵本を貸し出すなど、文庫活動への協力を行います。

⑥学校等との連携・協力 拡充

調べ学習のための本の団体貸出（貸出冊数は無制限）及び朝読書の本の貸出を行い、学校への配送を実施することで読書活動の一助を担います。

学校からの図書館見学や社会体験チャレンジ事業（＊23）を受入れ、図書館の理解・利用に繋げます。また、学校からの要望に応じて、百科事典の使い方などを学ぶ出張授業を行います。

NEW

・朝読書や休み時間等、学校にいる時間により多くの本との出会えるように、中学生向け「読書用団体貸出」サービスを新設し、学校での読書活動を支援します。

NEW

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大という不測の事態により、図書館への来館が困難であったこともあり、図書館職員が学校に出向き、図書館利用について案内する出張授業を実施しました。

図書館では学年、教科に応じた出張授業を用意し読書活動の推進に努めます。

《 出張授業の様子 》

⑦読書活動に支援が必要な子どもへの読書活動支援拡充

障がいの有無にかかわらず全ての人が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が制定されました。この読書バリアフリー法では視覚障がい者等が利用しやすい書籍（以下「アクセシブルな書籍」という。）として、「点字図書、拡大図書その他の視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍」と定義しており、例えば点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LL ブック（＊24）、布絵本等があります。また、電子機器等を利用して視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができるもの「視覚障がい害者等が利用しやすい電子書籍等」としては、音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー資

料（＊25）、オーディオブック（＊26）、テキストデータ等を例としてあげています。

図書館では、アクセシブルな書籍及び電子書籍、手話や字幕入りの映像資料等の提供や、図書館利用の際のコミュニケーションの確保に努めます。また、日本語を母語としない子どもに対して、外国語資料の収集、整備を進めます。

・特別支援学級への朝読書の本の団体貸出を行い、本に触れる機会を増やします。

・音声読み上げ機能付きの電子書籍、デイジー資料や布絵本、点字本などにより子どもも楽しめる資料の収集と PR を行います。

《 鴻巣中央図書館所蔵のデイジー資料・布絵本》

NEW

・多様に配慮された資料を集めることで、個性に合わせた資料との出会いを促進し、読書の楽しみを享受できるよう、特別な配慮を必要とする子どもたちに向けた資料を展示する「りんごの棚」を設置します。

《川里図書館のりんごの棚》

NEW

・子ども向け外国語資料を収集、整備し、展示に活用します。

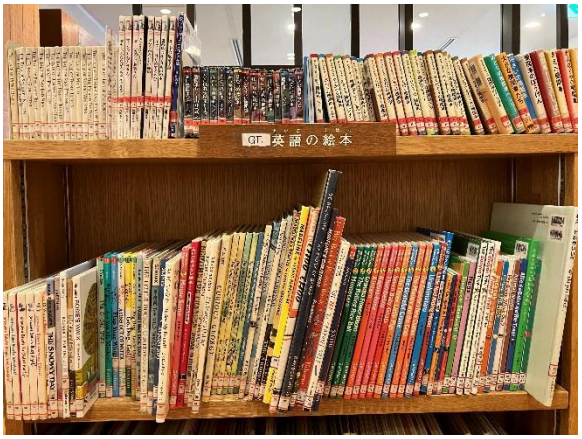

《 鴻巣中央図書館所蔵の英語の絵本》

⑧読書通帳（＊27）の発行継続

子どもの読書意欲を高める一助となるように読書通帳の周知・発行に努めます。また保護者に対しても親子で図書館を利用してもらえるよう、読書通帳の普及を働きかけます。

《 読書通帳 》

《 読書通帳機 》

⑨リサイクル図書の活用継続

図書館で除籍した児童雑誌のバックナンバー等を保育所等に寄贈します。

(2) 地域公民館図書室の利用推進拡充

公民館図書室で市立図書館の本が取り寄せ・返却出来ることを子育て世代の家庭及び児童生徒に広く伝え、利用の推進を図ります。

また、公民館図書室を整備し、子どもが利用しやすい環境づくりに努めます。

NEW

・公民館図書室の蔵書状況を調査し、除籍と新規購入を計画的に行い、地域の特色を反映させる選書で蔵書の内容を更新します。配架の工夫も行い、子どもが本を手に取りやすい環境を作ります。

NEW

・市立図書館の展示本を公民館へ移設して展示し、身近な施設における新たな本との出会いの場を作ります。

《 公民館図書室移設展示 》

(3) 児童センター図書室の利用推進継続

児童センターは健全な遊びを通じて、児童の健康を増進し、また、情操を豊かにすることを目的とした施設です。児童センター職員による読書活動を進めるとともに、読み聞かせ等のボランティアとの連携により、子育てサロン(＊28)の催しやおはなし会等で子どもが気軽に読書に親しむ機会を設けています。

また、児童センター図書室は、子どもが読書しやすい環境づくりに努めています。

《 児童センターのおはなし会 》

(4) 電子図書館の利用推進 NEW

令和４年１月から図書館では電子図書館サービスを開始しました。電子図書館はインターネットに接続できる端末（スマートフォンやタブレット、パソコン等）を使用することでいつでもどこでも本を読むことができます。

図書館では、障がいのある子どもが利用できる音声読み上げ機能付きのコンテンツや、図書館利用の少ない中高生の興味関心をひくコンテンツを充実させます。

また、市立小中学校で １ 人１台学習用端末が配布されたことを踏まえ、学校の授業や調べ学習で活用できるコンテンツを充実します。

《 鴻巣市電子図書館のホームページ 》

活動の柱3　学校等における子どもの読書活動の推進

乳幼児期に本の楽しさを知る事が出来るよう、保育所等は乳幼児が絵本やお話に親しむ活動を積極的に行い、保護者に対しても読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが求められています。

また、学校においては、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことが出来るように適切な支援を行うとともに読書の質を高めていけるよう環境を整備します。

その他の施設でも、生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するため、子どもたちが自由に読書を楽しめる環境を整備し、適切な支援を行うように努めます。

【主な取組】

(1)保育所等における子ども読書活動の推進継続

保育の活動中に意識をして読み聞かせの時間を設け、絵本やおはなしを楽しむ機会の充実を図ります。

保護者に乳幼児期からの読み聞かせの大切さを伝え、成長に応じた絵本の選び方や絵本リスト等の紹介をします。

《 おたよりや展示での絵本紹介》

(2)子育て支援センターにおける子ども読書活動の推進継続

子どもが絵本に触れ親しむ環境を提供し、絵本の読み聞かせや紙芝居などの行事を継続していきます。また、保護者に親子の心を育む読み聞かせの大切さを伝え、家庭での読み聞かせに繋がる働きかけをしています。さらに、絵本は親子のスキンシップに必要なものであることから、絵本貸し出し利用率が増えるよう、図書の整備に努めます。

(3) 小・中学校における子ども読書活動の推進継続

学校は、子どもの読書習慣を形成していく上で、欠くことのできない大きな役割を担っています。小学校・中学校の各学校段階において、児童生徒の自主的、自発的な読書活動が充実するよう、様々な本に触れる機会を設けています。

①朝読書の推進継続

読書習慣を身に付け、本を読む楽しさを通して集中力の向上と言語環境の充実を図ります。

②学校図書館の本の整備継続

小中学校の学校図書館の蔵書の整理をし、子ども達にとって使いやすく、親しみやすい環境整備に努めます。また、開館日時等についても学校だより等で周知します。

《 学校図書館の掲示物 》

《 書架整理後の様子 》

③学校図書館支援員の配置継続

全小中学校に対し図書館に関する専門知識を持った学校図書館支援員が巡回し、司書教諭と連携しながら必要に応じた支援を行います。

学校図書館支援員は、学校図書館の飾り付け等の環境整備、読み聞かせ、調べ学習の補助等の授業支援を行い、学校での読書に関わる取組の充実を図ります。

《 児童生徒への学校図書館の使い方に関するオリエンテーリングの実施 》

④学校図書館支援員やボランティアによる読み聞かせの実施継続

朝の時間や休み時間等の時間を使った読み聞かせを実施し、家庭での読み聞かせの機会が少なくなる高学年においても本に触れる機会をつくります。

《 パネルシアター（＊29）を使ったおはなし会 》

（4）放課後児童クラブ・放課後子ども教室における子ども読書活動の推進継続

児童センターや公民館図書室の本などを有効活用するなど、読書環境を整備し、読み聞かせや読書の時間を設け、本にあまり興味がない子どもに興味を持ってもらえるよう本と触れ合う機会を増やします。

（5）読書活動に支援が必要な子どもに対する取組の推進継続

図書館の団体貸出などを利用して自由に本を読む時間を設けたり、催しをする際に本を利用するなど、本に親しむ時間を確保します。

基本方針Ⅱ　子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

活動の柱１　子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもや保護者が本への興味・関心を持つために、子ども読書の日、こどもの読書週間及び読書週間について、普及のための啓発活動を行っていきます。

【主な取組】

（1）子ども読書の日、こどもの読書週間の啓発継続

子ども読書の日（4月23日）、こどもの読書週間（4月23日～5月12日）について、ポスターやチラシ、行事等で周知を行い、子どもの読書のきっかけづくりになるよう努めます。

（2）秋の読書週間での行事の実施継続

秋の読書週間（10 月27日～11月9日）について、広報等で周知を図るとともに、セカンドブック事業をはじめとした各部署のイベントでも読書活動についての啓発を行っていきます。

《 読書週間に図書館で実施する『本のお楽しみ袋』 》

NEW

・読書の木

「読書の木」は木の葉の形をした紙におすすめの本の紹介文を書き、木の幹を模した掲示に貼り付けていき、利用者で大樹を完成させる事業です。もともとは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため図書館の滞在時間が限られていた時に、利用者同士の交流を目的に始まった事業です。

おすすめの本を互いに紹介し合うことで、異なる世代間の交流も生まれており、利用者にもとても好評で、現在も継続して実施しています。

図書館ではじまったこの「読書の木」事業は学校図書館でも取り入れられ、児童生徒の読書活動の啓発に役立っています。

読書活動の啓発に役立つ事業として、引き続き「読書の木」事業を実施します。

《 読書の木 》

（3）読書活動に係る情報収集・提供継続

市の子育てアプリを活用して、おはなし会等のイベント情報を提供します。また、市立図書館のテーマ展示や図書館だよりの配布、過去のセカンドブックリストをホームページに載せるなど既存の広報ツールを活用し、読書に関する情報を提供します。

《 季節にちなんだテーマ本の展示 》

NEW

・図書館 Instagram

図書館では、各種事業、イベント、利用案内などの情報を適時に発信することで、親しみのある身近な図書館として、多くの市民に積極的に図書館を利用してもらえるように「図書館 Instagram」を開始しました。Instagram を有効に活用して、市民の読書への関心を高め、読書活動の推進に努めることを目的としています。今後は、図書館利用の少ない小学校高学年の児童や中高生へのアピール手段としても有用性が期待されています。

《 鴻巣市立図書館 Instagram 》

基本方針Ⅲ　子どもが読書に親しむ推進体制の整備

活動の柱１　子ども読書活動推進会議の開催

（1）子ども読書活動推進会議の開催継続
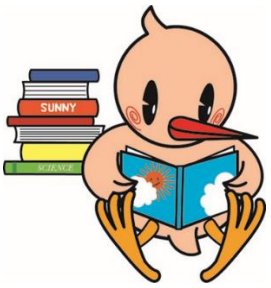
継続的な読書活動推進のため、「子ども読書活動推進会議」を定期的に開催し、関係課と情報共有を行いながら、事業内容の検証を行い「鴻巣市子ども読書活動推進計画」の進捗状況の確認と、より良い読書環境が提供できるよう、活動の充実を図っていきます。